

広島県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市十日市中二丁目一五九九番一地从先から 三次市十日市中二丁目一六二〇番二地从先まで		○	〽	一一・五〇 〽一六・五〇	九三・五〇	拡幅 県道三次高野 線と重複
		〽	〽	一二・五〇 〽二八・五〇	九三・五〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市十日市中二丁目一五九九番一地从先から 三次市十日市中二丁目一六二〇番二地从先まで		○	〽	一一・五〇 〽一六・五〇	九三・五〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複
		〽	〽	一二・五〇 〽二八・五〇	九三・五〇	